

# 福祉と司法の連携に関する報告集会

## ～執行猶予付判決の先を見据えた活動とは～

罪名：窃盗（万引き），住所不定，無職，前科前歴なし。

事実関係に争いなし。所持金なし。頼れる親族なし――

刑事事件の弁護人として、このようなケースを担当したことがある弁護士は少なくないと思います。被疑者であれば起訴猶予処分、被告人であれば執行猶予付判決の可能性が高いでしょう。

しかし、身柄が釈放されたその後、彼らの生活はどうなるのでしょうか。我々は、彼らのために何ができるでしょうか。

千葉県弁護士会松戸支部の社会福祉委員会、刑事弁護センター所属の会員や福祉関係者で構成される「シェルタープロジェクトチーム」では、住居のない又は住居を失った被疑者・被告人に対して緊急一時シェルターを提供しているNPO法人ほっとポットと連携し、試行錯誤しながらもいくつかの実際の事件を通じて福祉と司法の連携を目指す活動を行ってきました。

これまでの取組みを報告するとともに、福祉と司法の更なる連携を図るため、そしてこのような連携を可能とすべく千葉県弁護士会に「社会復帰支援委託援助制度」（仮称）を正式に発足させるため、本集会を開催します。

**日 時** 平成26年2月27日（木）午後6時～午後8時

**会 場** 千葉県弁護士会館3階講堂（千葉市中央区中央4-13-9）

- 集会概要**
- ◆ シェルタープロジェクトチームとしての取組みの報告
  - ◆ 実例報告（NPO法人ほっとポット代表理事 宮澤進氏、事件担当弁護士4名）

**主 催** 千葉県弁護士会松戸支部 社会福祉委員会、同刑事弁護センター